コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Hiramatsu Inc.

最終更新日：2021年5月20日
株式会社ひらまつ
代表取締役社長兼ＣＥＯ　遠藤　久
問合せ先：03-5793-8818
証券コード：2764
http://www.hiramatsu.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、当社ミッションである「食の可能性を広げ、心ゆさぶる『時』を提供する」の実現に向け、中期経営計画を策定し、レストラン既存店の価値を再び磨き込み、レストラン事業との相乗効果を最大化できるよう、ブライダル事業とホテル事業の提供価値の見直しに取り組んでおります。既存3事業が一体となって新たな体験価値を提供し、お客様の生涯顧客化を狙った事業展開を行うことで売上成長と収益力の向上を目指します。既存事業のシナジー追求で生み出したキャッシュフローと高まったブランド価値を活用して、周辺の新規事業領域に積極的に展開し、顧客の裾野を広げて着実な成長軌道に乗せることが本中期経営計画の基本的な方針です。

これら事業の基盤にあるのが、「企業文化、安全、危機管理、法令順守、モラル並びに役割及び責任」と認識しております。

もっとも、当社は、2021年1月12日付で、2021年3月期第2四半期報告書の提出期限（2020年12月28日）の経過後にこれを提出し、また、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

また、これにともない同日に「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしました。この中で、当社の京都2店舗の譲渡時の経営者と当社創業者との特殊な関係から当社とひらまつ総研又はその関係者との関連当事者間取引についてコンプライアンス意識が歪められ取締役会及びガバナンス委員会による統制が十分に機能していない不備が生じていること、当社とひらまつ総研又は創業者との関連当事者間取引については、結果として内部統制が有効に機能していなかったことを認定いたしました。また、固定資産の減損の兆候判定に関しては、取締役会による各店舗の業績に関するモニタリングが十分ではない不備が生じており内部統制が有効に機能していなかったことを認定いたしました。以上のことから、当社はひらまつ総研又は創業者との関連当事者間取引及び店舗間の損益振替処理については、結果として内部統制が有効に機能しておらず、当該不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は、社外調査報告書受領以前より、当社の内部統制体制の改善に努めており、遅くともこれらの不備は2021年2月には是正し、同年3月に運用テストを行っております。

また、当社は、今般のかかる事態を受け、適正な財務諸表及び開示体制の構築を含む、再発防止策の検討を進めてきた結果、2021年3月26日の取締役会において、ガバナンス体制の再構築を含む再発防止策を決定いたしました。

当社のミッション及び中期経営計画に基づき、社会の基盤を担う責任ある企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、迅速・果断な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制の構築を図るなど、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、経営理念に基づく中期経営計画実現のためにステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重するとともに、株主・投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行うとともに、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行い、誠意を持って説明責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－11－１．取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】
取締役会は実効性ある経営体制及び実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成し、定款で定める員数である10名以内としております。

現在は、代表取締役社長兼ＣＥＯ、取締役ＣＦＯと、それぞれの専門性を活かした3名の社外取締役（うち1名が独立社外取締役）で構成されております。

取締役選任に関しましては、当社の定める取締役選任基準に基づく構成に対する考え方に沿って、性別や国籍を問わず、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

また、2021年4月より、ガバナンス委員会の答申を受けて、取締役会において、適正な取締役構成や各取締役に求められる資質・要件を決定し、かつ、ガバナンス委員会の答申を受けて、取締役会において取締役候補者の決定を行うよう、取締役の選任プロセスを明確化しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
現時点では政策的に保有している上場株式はございません。今後保有を検討する場合は、その目的や経済的合理性、当社の中期的な企業価値向上に資するかなどについて精査し、取締役会において決定いたします。
また、議決権の行使については当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に検討した上で議案への賛否を判断することとします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
役員及び従業員は、後述する関連当事者チェックリストに掲載されている者と取引を行うときには、ガバナンス委員会事務局に事前に報告することとしています。また、稟議担当部署（内部統制推進室）、出金担当部署（財務部）及び押印担当部署（総務部）の各長は、稟議申請、請求書、押印依頼書等で関連当事者間取引に該当する取引が行われようとしていることを認識したときにも、事前にガバナンス委員会事務局に報告することとしました。

ガバナンス委員会事務局は、関連当事者間取引の認識・把握漏れがないことを確認するために関連当事者チェックリストを整備しています。さらに、稟議手続きにおいて内部統制推進室長、押印手続において総務部長、出金手続において財務部長、会計手続において経理部長がそれぞれ当該関連当事者間取引を確認する仕組みを導入することで、関連当事者間取引の網羅的な把握をより実効的な運用を図ります。

当社は、関連当事者間取引については、当社の適正な財務諸表の作成や、その適正な開示と密接に関連することを認識し、関連当事者との取引の実施を行うためには、業務記述書に取締役ＣＦＯの確認を求めるプロセスも追加することといたしました。これにより、財務部門の長である取締役ＣＦＯが、財務諸表の作成に際して、関連当事者間取引が実行されたことを把握できることとなり、財務諸表における適正な開示や、当社の会計監査人との情報共有・連携を確保するための措置を講じられることとなります。

ガバナンス委員会事務局は、関連当事者間取引が行われようとしていることを認識した場合、主管部署と協議の上、取引概要や取引の必要性等を取りまとめて、上述の取締役ＣＦＯの確認を経て、ガバナンス委員会委員長に報告することとしています。これを受け委員長は、当該報告を受けたときは遅滞なくガバナンス委員会を招集し、関連当事者間取引の適正性について審議を行い、取締役会に答申するものとし、ガバナンス委員会事務局が同委員会の議事録の作成等を行うこととしました。なお、取締役会においては、当該答申を受けて、職務権限規程に基づき、関連当事者間取引を決議し、又は報告を受けることとなります。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では退職金制度はなく、企業年金の積立金の運用はないため、財政状態への影響はありません。

【原則3－1．情報開示の充実】

（1） コーポレート・ガバナンスの確立
企業活動における全ての利害関係者に対して、社会的責任を果たすことが経営の最重要課題であり、コンプライアンスを重視した経営、及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考えております。経営の透明性や健全性及び迅速且つ適切な意思決定体制を確保しながら、企業価値を最大限に高めていく取組みを行ってまいります。

（2）中長期的な会社の経営戦略
当社グループは、これまでの歴史の中で、食のパイオニア企業として本物の質を追求し、お客様の人生に寄り添い、共に成長しながら、さまざまな「時」を提供してまいりました。ものの豊かさがあふれ、精神の豊かさが求められる時代だからこそ、以下のミッション・ビジョンを掲げ、当社に求められている社会的な使命を果たしてまいります。

ミッション　「食の可能性を広げ、心ゆさぶる『時』を提供する」
ビジョン　「この世界を、食の感動でつながる大きなテーブルに」

（3） 役員報酬の基本方針
当社の役員報酬を決定するにあたっての方針は、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。取締役の報酬は、定額報酬と中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬で構成されます。2021年３月期にかかる定時株主総会終結後より、取締役の報酬につきましては株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEOがガバナンス委員会の答申を受けて取締役会にて決議された取締役報酬基準に基づき決定し、ガバナンス委員会での審議を経て、検討し決定してまいります。

（4） 役員候補者の選定プロセス
当社の取締役、監査役候補者は、次の選解任基準、選解任手続き、構成に対する考え方に沿って、幅広い多様な人材の中から決定しております。また、2021年４月より、取締役会構成や取締役・監査役候補者を決定するに先立ち、ガバナンス委員会に諮問し、その答申に基づき、取締役会において決定するよう、取締役の選解任プロセスを変更することといたしました。

取締役及び監査役選任プロセスは、具体的には、次のとおりです。

代表取締役社長兼CEOの諮問により、ガバナンス委員会が取締役及び監査役の選任基準の合理性を審議し、取締役会に対して答申し、取締役会は、この答申を受けて、適正な取締役及び監査役の構成や各取締役及び監査役に求められる資質・要件を決定します。代表取締役社長兼CEOは、取締役会が決定した適正な取締役及び監査役の構成を充足する取締役及び監査役の各候補者を選定して、ガバナンス委員会に諮問し、ガバナンス委員会で上記選任基準に照らし相当であるか、独立役員として選任される者については、東京証券取引所が定める上場規則等に定める独立役員としての要件を充足するか等の観点から、取締役及び監査役の各候補者の適性を審査し、取締役会に答申します。そのうえで、取締役会は、ガバナンス委員会の答申を受けて、取締役及び監査役の各候補者を決定し、株主総会に付議することといたします。なお、監査役については、監査役候補者の決定に先立ち、監査役会の同意を求めることとしています。

ガバナンス委員会の人員構成は、2021年３月期に係る定時株主総会終結時から変更し、独立社外取締役を委員長、代表取締役社長兼CEO及び独立社外取締役を委員とし、独立社外監査役及び社外有識者をオブザーバとする方針です。

（取締役選解任手続き）
1．取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において指名する。
2．取締役候補者の指名にあたっては、あらかじめ定められた選任基準及び取締役会の構成に基づき取締役会で決定する。
3．取締役の解任提案は、役員規程に基づき取締役として不正または背任に疑わしい行為があった場合および従業員就業規則に照らして諭旨退職または懲戒解雇に該当する行為があった場合は、取締役会は辞任勧告を行い、任意に辞任しない場合に、取締役会において決議する

（監査役選任手続き）
1．監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において指名する。
2．監査役候補者の指名にあたっては、選任基準及び構成に関する考え方を踏まえ取締役会で決定する。
　なお、監査役については、監査役候補者の決定に先立ち、監査役会の同意を求めることとしています。

(5) 取締役候補等の指名についての説明
各役員候補者の選任の理由については、選任時における株主総会招集通知の株主総会参考書類において開示しています。
(参照先) https://pdf.irpocket.com/C2764/gAJe/rixq/Sft1.pdf

【補充原則4－1－1．取締役会の決議事項と委任の範囲】
当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。
その他、重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、取締役、執行役委員及び本部長以上の経営幹部等で構成される経営会議及び当該業務の執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、当社と取締役会及び業務執行役員並びに経営陣等との間の利益相反を監督します。
取締役会の議題については、コーポレートカレンダーを制定し、付議に抜け漏れのないよう取り組んでいます。
なお、定款及び法令で定めるもの以外の主要な取締役会の決議事項は以下の通りです。

＜定款及び法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項＞
・経営理念、経営方針の決定、変更
・許認可に関する事項(重要なもの)
・子会社等の設立、解散その他の重要な事項など
・人事制度(資格制度、人事考課制度等)の制定・改廃

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて以下の独立役員選任基準を定め、独立役員候補者を選定しております。

(独立性判断基準)

当社は、独立取締役候補者が当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1．当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者 ※1
2．当社グループを主要な取引先※2とする者又はその業務執行者
3．当社グループの主要な取引先※3又はその業務執行者
4．当社の主要株主※4又はその業務執行者
5．当社グループが主要株主である会社の業務執行者
6．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7．当社グループから役員報酬以外に、多額※5の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
8．当社グループから多額 ※5の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9．当社グループから一定額※6の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
10. 当社グループの取締役及び監査役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
11. 上記2～3、6～9に過去3年間において該当していた者
12. 上記4に過去5年間において該当していた者
13. 上記1～10に該当する者が重要な者※7である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

注)
※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、理事、執行役員又は支配人、その他の使用人、及びその就任の前10年間において(但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間において)当社グループの業務執行取締役等であった者をいう。
※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者、又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者、又はその親会社若しくは重要な子会社、及び当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主をいう。
※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結総売上高の2%以上をいう。
※6 一定額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える額をいう。
※7 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4－11－2．取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告及び有価証券報告書にて開示致します。

【補充原則4－11－3．取締役会評価の結果の概要】
取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する自己評価を実施しており、021年2月26日の取締役会において再発防止の対策を講じ、2021年3月にその実効性を評価いたしました。この中で、取締役会全体の実効性については十分な実効性が確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、取締役会議案の事前説明に加え、社外取締役への情報提供の充実や、社外取締役及び代表取締役、監査役、内部監査部門並びに会計監査人との間の対話の充実、及び、企業価値向上に資する長期的な課題や、中期経営計画の進捗と課題に関する議論の深化を図っていくことなどの課題を共有しております。

【補充原則4－14－2．取締役・監査役のトレーニングの方針】
各取締役、監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要な知識・情報を取得、更新するため、取締役会において各担当取締役から店舗

運営の状況、財務に関する情報、新規事業の状況等、経営や業務にかかる必要な情報やノウハウなどを定期的に報告しております。取締役会・監査役会・内部統制推進体制・業務プロセス等の再設計内容を踏まえ、内部統制に係る継続的な知識・スキル・意識の獲得向上のための教育研修も計画・実施してまいります。
また、新任の取締役・監査役に対しては、就任後速やかに長期的なビジョン、経営方針、事業や財務に関する情報、及びガバナンスの方針などの説明を実施することで、経営に対するバランスや意識を高め、取締役、監査役の役割と責務の理解促進に努めております。
取締役及び監査役は会計・財務・税務などの専門知識習得の為、外部講習や交流会などへ積極的に参加するなど、必要に応じて社外講習会や交流会に参加し、取締役・監査役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社における株主・投資家との対話については、代表取締役をトップとして取締役及び経営戦略部が行っており、経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報を速やかにわかりやすく提供することに努めております。対話に必要な情報は、経営戦略部が、営業統括本部、コーポレート本部などの関係各部署から情報収集し、取りまとめをしております。
個人株主に対しては、主に株主総会や、株主を対象とした食事会を通じて対話をする他、年2回発行される株主通信にて状況の報告をしております。また、アナリストやファンドマネジャーなどの機関投資家へは個別に面談を行い、四半期毎の決算や事業の状況などについて説明を実施しております。
対話において把握された株主の意見や懸念については、適宜取締役会などを通じて経営陣にフィードバックしております。なお、対話の際には、インサイダー情報管理には充分に留意しております。

主な活動内容
・決算説明会
半期毎の決算後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役及び担当役員等が決算概要や事業戦略について説明します。
・事業説明会
・アナリスト・ファンドマネージャーとの個別面談及び電話会議
・株主様フェア
株主優待の一つとして各店舗にて株主様フェアという特別な食事会を開催しております。年間100回程度を目標に開催し、取締役を中心とした役員等がその時々に応じた事業の報告の場として株主と積極的な対話に努めております。

以下の開示資料はＷＥＢサイトでご確認頂けます。
・有価証券報告書及び四半期報告書
・適時開示情報を含む重要なニュースリリース
・中期経営計画説明資料
・決算短信
・決算説明会説明資料
・株主総会説明資料
・コーポレート・ガバナンスに関する報告書
・定時株主総会の招集通知
・株主通信

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平松博利	2,180,100	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,502,400	3.42
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,500,000	3.42
ひらまつ社員持株会	1,418,500	3.23
平松慶子	742,600	1.69
中川一	704,700	1.60
株式会社三井住友銀行	600,000	1.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	566,700	1.29
江頭和子	500,000	1.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	464,700	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、2021年1月12日付で、2021年3月期第2四半期報告書の提出期限(2020年12月28日)の経過後にこれを提出し、また、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。今般のかかる事態を受け、適正な財務諸表及び開示体制の構築を含む、再発防止策の検討を進めてきた結果、2021年3月26日の取締役会において、ガバナンス体制の再構築を含む再発防止策を決定いたしました。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷信太郎	弁護士								△			
楠本正幸	他の会社の出身者								○			
古川徳厚	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷信太郎	○	過去に当社の顧問弁護士として契約を締結しておりました。	社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。創業当時からの当社経営理念を深く理解し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したためであります。

楠本正幸		取引先である、NTT都市開発株式会社の顧問です。	NTT都市開発株式会社において、代表取締役副社長として経営者の経験と実績を有しており、2015年の同社との資本業務提携以降、THE HIRAMATSU HOTELS ブランドの6つのホテルを共同で開発して参りました。今後のホテル事業拡張に向け、開発フェーズにおける建築設計、事業性評価等の強化や、コーポレート・ガバナンスの強化など、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。
古川徳厚		取引先である、アドバンテッジ・アドバイザーズ株式会社の取締役です。	大手コンサルティング会社での経験や、小売業界を中心とする様々な投資先に対する全社戦略、生産性改善などを代表とする豊富な経営助言実績から、当社に対して適切なアドバイスが期待できることに加え、着実に実行することで当社の業績向上を目指すに際し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査については、監査役3名（うち3名が社外監査役）が、監査役会による監査を核とした経営監視体制を採用しており、監査方針及び監査計画に基づく網羅的な監査を実施するほか、取締役会に出席し取締役の職務執行の監視を行っております。また、監査役会事務局を内部統制推進室内に設置し、必要なリソース等の配置を行うことで、より実効的な監査役監査を実施するための計画を立案しております。監査役は、取締役会へ出席するほか、各店舗への往査、取締役及び従業員から重要事項の報告収受等により業務執行状況を監視し、会計監査人、内部監査室との連携を通じてその実効性を高めることに努めております。

会計監査人との情報共有は、年4回の定例会議及び必要に応じて適宜行っております。

内部監査室は、監査役と連携を取りながら年間内部監査計画に基づき、各部門の管理・運営制度及び業務執行の適法性、効率性等の観点から監査を実施しております。内部監査及び監査役監査は適宜監査結果の報告及び協議を行い、監査計画等への反映を行っており、監査機能及びその実効性の向上に努めております。

当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桑原清幸	公認会計士								△					
唐澤洋	公認会計士								△					
岩田美知行	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑原清幸	○	―――	アクセンチュア株式会社（旧アンダーセンコンサルティング）を経て、EY新日本有限責任監査法人（旧太田昭和監査法人）に20年間在籍し、上場企業や公開準備会社の監査・アドバイザリー業務に従事しました。公認会計士・税理士として会計、税務、監査に関する十分な経験と知見を有していることから、当社の経営に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断したためであります。
唐澤洋	○	―――	公認会計士及び税理士であり、会計・税務の専門知識と豊富な経験を有しており、専門家としての立場から、当社の経営に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断したためであります。
岩田美知行	○	―――	企業経営に関するコンサルティング業務を中心に、高い専門性と幅広い業務経験を有していることから、客観的な視点より経営及び業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

以下の内容で譲渡制限付株式報酬の付与を決議しております。
・2020年6月26日定時株主総会決議

（1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み
当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額200,000千円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（2）譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2,000,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

（3）譲渡制限付株式割当契約の内容
譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。
①譲渡制限の内容
譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という）。
②譲渡制限付株式の無償取得
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。
③譲渡制限の解除
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
但し、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
④組織再編等における取扱い
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ストックオプションの付与対象者	従業員

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はございません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期の取締役及び監査役の報酬等の額
取締役 11名 105,070千円（うち社外取締役 5名 9,000千円） 監査役 4名 17,272千円（うち社外監査役 3名 7,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬を決定するにあたっては、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。取締役の報酬は、定額報酬と中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成し、定額報酬につきましては株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案をガバナンス委員会の審議を経て報酬基準を取締役会で決定し、その内容に応じて社長が検討し決定しております。
株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬限度額につきましては、2000年12月22日付で開催の第18期定時株主総会において取締役報酬を年額300,000千円以内（但し使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役のサポートとして、取締役会事務局である経営戦略部が適宜必要な説明・情報提供等を行なっています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会制度を採用しており、監査役は3名(うち3名が社外監査役)であります。監査役会による監査を核とした経営監視体制を採用しており、監査計画に基づく網羅的な監査を実施するほか、取締役会に出席し取締役の職務執行の監視を行っております。また、執行役員制度を導入しており、経営監視機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。

(取締役会)
当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成され、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として月1回、又は必要に応じて臨時取締役会を随時開催します。取締役会は、月次の営業報告に加え、法令・定款に定められた事項について審議を行うほか、事業計画の決定その他重要な業務に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。また、コーポレートカレンダーを作成し、取締役会付議事項の付議スケジュールの明確化等を実施することにより、重要な議案の抜け漏れを防止しております。取締役会には3名の監査役も出席し、取締役の業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

(監査役会)
監査役会は原則月1回を基本として開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会へ出席するほか、各店舗への往査、取締役及び従業員からの重要事項の報告収受等により業務執行状況を監視し、会計監査人、内部監査室との連携を通じてその実効性を高めることに努めております。

(ガバナンス委員会)
独立社外取締役を中心に構成するガバナンス委員会では、関連当事者間取引の合理性、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬の合理性について審議を行うとともに、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう審議し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。ガバナンス委員会には、必要に応じて弁護士等の社外有識者もオブザーバとして参加しています。

(経営会議)
経営会議は取締役、執行役員と部長以上の経営幹部等で構成されており、必要と判断した場合には社外役員等も参加します。経営会議は原則として毎月2回開催しておりますが、必要に応じ機動的に開催しております。経営課題について議論するほか、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っており、必要な場合は審議結果を取締役会に付議します。

当社グループでは、適時適切な情報開示が全ての利害関係者に対する責任を果たすことであると同時に、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、情報開示に積極的に取り組んでおります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、2021年3月26日の取締役会において、ガバナンス体制の再構築を決定いたしました。その結果、現状のコーポレート・ガバナンス体制を維持するとともに、これに実効性を持たせるよう、次のような取り組みを行っています。

①透明性の高い取締役会及び経営幹部の選解任プロセスを策定するために、ガバナンス委員会に役員の指名・報酬プロセスを検討する役割を追加
②取締役会において、重要な意思決定や主要な経営指標のモニタリングが適時適切に実施されるよう、取締役会に付議されるべき議題・プロセスを再定義
③取締役会の構成を社外取締役の比率を過半数とするよう見直すことによる監督機能の強化
④取締役会運営が適切に行われていることを監査役監査において定期的に確認
⑤監査役会事務局を内部統制推進室内に設置し、必要なリソース等の配置を行うことで、より実効的な監査役監査を実施

当社グループは、3名の社外取締役と3名の社外監査役を選任しており、それぞれの豊富な経験及び識見に基づき、独立した立場及び外部の客観的な視点から、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役及び業務執行取締役の監督においても重要な役割を果たしております。上記施策を行うことにより、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、経営への監視・助言機能が十分に働くと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に送付するよう努めております。また、定時株主総会の招集通知を、招集通知発送前に、TDネット及び自社のウェブサイトにより電磁的にその情報を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、議案の十分な検討期間を確保し、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定します。
電磁的方法による議決権の行使	招集通知を郵送するとともに当社ホームページに掲載し、議決権行使書の返送及びインタネットによる議決権行使を頂くこととしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年3月末現在の機関投資家所有比率は8.9%となっており、コスト等を勘案し議決権行使プラットフォームへの参加を採用しておりません。今後の事業展開や株主構成の変化等に応じて検討いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	2021年3月末現在の海外投資家所有比率は1.6%となっており、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後の事業展開や株主構成の変化等に応じて検討いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主に対しては、主に株主総会や株主を対象とした食事会を通じて対話をする他、年2回発行される株主通信にて状況の報告をしております。 また、個人投資家向け事業説明会の開催を開始致しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の決算後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長及び財務担当役員等が決算概要や事業戦略について説明します。更に、アナリストやファンドマネジャーなどの機関投資家へは個別に面談を行い、四半期毎の決算や事業の状況などについて説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の開示資料はＷＥＢサイトでご確認頂けます。 ・有価証券報告書及び四半期報告書 ・適時開示情報を含む重要なニュースリリース ・中期経営計画説明資料 ・決算短信 ・決算説明会説明資料 ・株主総会説明資料 ・コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ・定時株主総会の招集通知 ・株主通信	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役及びIR担当者等が行っており、経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報を速やかにわかりやすく提供することに努めております。	
その他	【株主様フェア】 株主優待の一つとして各店舗にて株主様フェアという特別な食事会を開催しております。年間100回程度を目標に開催し、取締役やIR担当者等がその時々に応じた事業の報告の場として株主と積極的な対話に努めることとしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、企業がESG（Environmental：環境、Social：社会、Governance：企業統治・ガバナンス）の課題に適切に配慮・対応し、それを株主が評価して投資することが、地球環境問題や社会的な課題の解決・改善、さらには資本市場の健全な育成・発展につながり、持続可能な社会の形成に寄与すると考えております。特に株主、顧客、従業員、地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）に対し、企業活動を通じて如何に社会的責任を果たし得るかを経営の最重要課題として位置付けております。 具体的には、地産地消の考えのもと、全国各地にレストランやホテルを出店し、地元に根付いた店づくりをすることで、その地域における食文化の活性化及びその伝承、雇用促進などを推進しております。また、近年では出店エリアに留まらず、全国の都道府県や市村長とコラボレーションし、魅力ある日本各地の食材と地域を紹介するイベントを各店にて開催するなど、食を通じた地域社会への貢献も合わせて推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR 用のホームページにて各種情報の提供を行っております。各店で株主フェアを開催し、株主 との懇親の機会を設けております。
その他	当社は、性別や国籍を問わずそれぞれの経験や技能・役割に応じたマネジメント体制を構築しております。今後もそれぞれの個性を最大限に活かした組織を目指してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システム基本方針＞
当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規定は、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役は、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、法務部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。

また、内部統制の実効性を確保するために、社長直轄で内部統制推進室を設置し、また、内部統制を含む当社のリスク管理の実働部隊として、危機管理委員会の下部組織として危機管理推進会議を設置し、コンプライアンス意識の全社への浸透・醸成を図る。

内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会及び監査役会に報告されるものとする。取締役及び従業員が法令上疑義のある行為等について発見した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する体制を確立する。
また、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の社外取締役が在籍するようにする。
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会で承認をした文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. リスク管理に関する規程及びリスク管理体制
当社は、リスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、危機管理統括責任者、危機管理委員会及び危機管理責任者を定める。危機管理統括責任者は、会社の危機管理を統括する責任者であり、代表取締役社長が行う。危機管理統括責任者の諮問機関である危機管理委員会は、その運営組織である危機管理推進会議を定期的に開催し、当社のリスクマネジメント活動を推進する。危機管理責任者は、自らの所管する事業において、リスクマネジメント活動を推進するものとする。
組織横断的リスクの識別、全社的な対応並びに危機管理委員会及び危機管理推進会議の運営は内部統制推進室が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では、原則月1回を基本として取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。コーポレートカレンダーを作成し、取締役会付議事項の付議スケジュールの明確化等を実施することにより、重要な議案の抜け漏れを防止する。また、執行役員を含む幹部社員が参加する営業会議等を定期的に開催し、取締役会での決定に基づいた業務執行に関する指示・伝達を行うものとする。
業績目標については、取締役及び従業員が共有するべき全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。そして、ITを活用したシステム等により、その結果が迅速にデータ化され、取締役が定期的にその結果をレビューできる体制とする。効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促し、目標達成の確度を高め　、全社的な業務の効率化を実現するものとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は重要な子会社を設置していないため、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保する体制を構築していないが、今後重要な子会社を設置した場合は、経営戦略本部を中心に適正な子会社管理の体制を構築する。

（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。
（4）子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ各社全体の内部統制を担当する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。
（5）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の監査役会及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会の事務局を内部統制推進室内に設置し、監査役会の業務補助のための監査役スタッフとする。その人事については監査役会の意見を尊重した上で取締役と監査役会の協議により決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、監査役会に係る業務に優先して従事するものとする。

7. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
（1）当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。

⑵ 子会社の役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

子会社の役員及び従業員は、当社監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

8. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス規程に基づき、監査役会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備するものとする。

9. 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、定期的に取締役及び会計監査人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、内部統制システムの運用状況については、上記基本方針に基づき評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続きの見直しが行われており、基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。その概要は次の通りとなります。

・取締役会は、法令及び社内規定に従って、重要な業務執行を決議によって内定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。また、このような決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。

・監査役は、代表取締役、取締役及び業務執行役員、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実行制のある監査役監査の実施に努めております。

・代表取締役社長に直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けての提言を代表取締役社長、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。

・金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。

当社は、（社）日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章実行の手引き」（平成19年４月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年６月犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当企業集団における方針・基準等については、「内部統制システム基本方針」及び「コンプライアンス指針」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として定期的に開催している営業会議を活用しております。反社会的勢力に関する業務を所管する部門は管理部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対策マニュアル」を整備しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。

当社は、（社）日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」（平成19年４月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年６月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。

当企業集団における方針・基準等については、「内部統制システム基本方針」「コンプライアンス指針」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として定期的に開催している営業会議を活用しております。反社会的勢力に関する業務を所管する部門は管理部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対策マニュアル」を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておらず、現在導入する予定もありません。今後、買収防衛策を導入する場合は、取締役会･監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、導入に対する必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

特筆すべき事項はございません。

